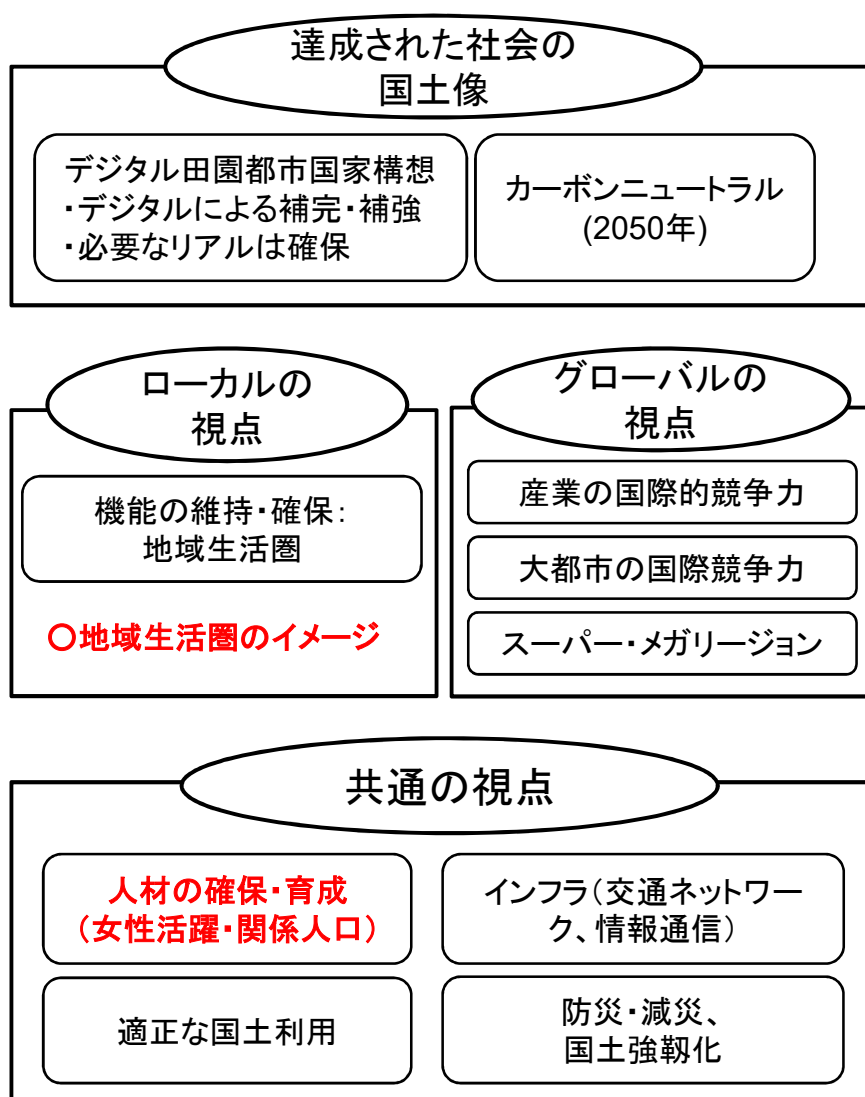


○新たな国土形成計画の構造

<政策の方向性>



○国土形成計画の性格

<法定計画事項(目指す価値)>

- ① 土地、水その他の国土資源の利用及び保全(宅地、農地、森林などの機能の発揮等、水循環を維持・回復、食料、木材資源、エネルギー等の安定的供給)
- ② 海域の利用及び保全(水産資源、エネルギー等の安定的供給、離島生活の維持)
- ③ 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減(被災しても人命が失われない、社会経済活動への影響を抑制)
- ④ 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備(生活圏の維持、世界的都市間競争に勝つ、地方都市や中山間地域で生活サービス等が維持・確保)
- ⑤ 産業の適正な配置(国際競争力のある産業の創出・成長、産業の成長・継続)
- ⑥ 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共施設の利用、整備及び保全(地域内・地域間・国際間での交通の確保、情報通信手段を選択、科学技術の振興・イノベーションの創出)
- ⑦ 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備(文化芸術の継承、国内・訪日旅行の拡大)
- ⑧ 国土における良好な環境の創出その他環境の保全及び良好な景観の形成(地球温暖化の防止、生物多様性や自然環境の保全・再生、良好な景観の形成)
- ⑨ 横断的事項(誰もがあらゆる場で活躍できる社会)